

{ 平 13 . 1 0 . 2 }
{ 基礎小 2 - 3 }

参 考 資 料

企業関係租税特別措置の概要

項 目	制 度 の 概 要
1	<p>増加試験研究費等の税額控除</p> <p>1．増加試験研究費の税額控除 適用年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、比較試験研究費の額を超える額の15%相当額（法人税額の12%相当額（特別試験研究費の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算した金額又は法人税額の14%相当額のいずれか低い金額）を限度）を法人税額から控除することを認める。</p> <p>2．中小企業技術基盤強化税制 中小企業者等の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、1．の用に代えて、当該試験研究費の額の10%相当額の税額控除（法人税額の15%相当額を限度）を認める。</p>
2	<p>エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制）</p> <p>エネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、基準取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。）とのいずれかの選択適用を認める。ただし、中小企業者等以外の法人については特別償却のみを認める。</p>
3	<p>中小企業新技術体化投資促進税制（メカトロ税制）</p> <p>中小企業者等が、電子機器利用設備の取得等をして事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（ ）とのいずれかの選択適用を認める。ただし、資本金 3,000万円超の法人については30%の特別償却のみを認める。なお、一定のリース資産の賃借をして事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額について7%の税額控除（ ）を認める。 （ ）法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。</p>
4	<p>中小企業等基盤強化税制</p> <p>事業基盤強化設備の取得等をして事業の用に供した場合には、基準取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（ ）とのいずれかの選択適用を認める。ただし、中小企業等関係立法に係る措置については、資本金 3,000万円超の法人は30%の特別償却のみを認める。なお、一定のリース資産の賃借をして事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額について7%の税額控除（ ）を認める。 （ ）法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。</p>

5	事業化設備等の税額控除又は特別償却	事業化設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（ ）とのいずれかの選択適用を認める。なお、一定のリース資産の賃借をして事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額について7%の税額控除（ ）を認める。 （ ）法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。
6 (1)	沖縄の自由貿易地域等における工業用機械等の税額控除	沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域として指定された地区において、特定の機械装置及び建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の15%（建物等については8%）の税額控除（法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。）を認める。
7 (1)	沖縄の工業等開発地区における工業用機械等の税額控除	沖縄の工業等開発地区として指定された地区において、特定の機械装置及び建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の15%（建物等については8%）の税額控除（法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。）を認める。
8	沖縄の情報通信産業振興地域における工業用機械等の税額控除	沖縄の情報通信産業振興地域として指定された地区において、特定の機械装置、建物等及び構築物の取得等をして事業の用に供した場合には、一定の要件の下に、取得価額の15%（建物等及び構築物については8%）の税額控除（法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。）を認める。
9	沖縄の観光振興地域における工業用機械等の税額控除	沖縄の観光振興地域として指定された地区において、特定民間観光関連施設に含まれる機械装置、建物等及び構築物の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の15%（建物等及び構築物については8%）の税額控除（法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。）を認める。
10	沖縄の特別中小企業者等の事業化設備等の税額控除	沖縄県の地域内において、特定事業化設備等の取得等をして特定事業の用に供した場合には、その取得価額の15%（建物等については8%）の税額控除（ ）を認める。なお、一定のリース資産の賃借をして事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額について15%（建物等については8%）の税額控除（ ）を認める。 （ ）法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しを認める。

11	製品輸入額が増加した場合の税額控除	製造業者が、適用年度に輸入促進対象製品の輸入を行った場合において、製品輸入増加割合が5%以上である場合に、製品輸入増加額の4%に相当する金額の税額控除（法人税額の10%（中小企業者等は15%）相当額を限度）を認める。
12	中小企業投資促進税制	中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をして製造業等の事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（ ）とのいずれかの選択適用を認める。ただし、資本金3,000万円超の法人については、30%の特別償却のみを認める。なお、一定のリース資産の賃借をして事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額について7%の税額控除（ ）を認める。 （ ）法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。
13	公害防止用設備の特別償却	公害の防止に資する機械その他の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額（大企業の場合には、取得価額の75%相当額）の16%の特別償却を認める。
14	再生資源分別回収設備の特別償却	再生資源分別回収設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の14%の特別償却を認める。
15	電線類地中化設備の特別償却	電線類地中化設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の5%の特別償却を認める
16	船舶等の特別償却	一定の船舶及び機械その他の設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の16%（18%、19%）の特別償却を認める。
17	航空機の特別償却	一定の航空機の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の5%（8%）の特別償却を認める。
18	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	関西文化学術研究都市建設促進法の文化学術研究施設に含まれる一定の研究所用の建物等及び機械装置の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の25%（建物等は13%）の特別償却を認める。

19	特定中核的民間施設等の特別償却	<p>(1) 多極分散型国土形成促進法の重点整備地区又は業務施設集積地区の区域内において、特定中核的民間施設の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の7%の特別償却を認める。</p> <p>(2) 大阪湾臨海地域開発整備法の開発地区の区域内において、特定中核的民間施設の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の10%の特別償却を認める。</p> <p>(3) 山村振興法又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の計画に係る保全事業等資産の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%（建物等は8%）の特別償却を認める。</p>
20	地震防災対策用資産の特別償却	<p>地震防災対策強化地域等内において、地震防災対策用資産の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の10%の特別償却を認める。</p>
21	特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却	<p>特定高度技術産業集積地域内において、高度技術産業用設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額（大企業の場合には、取得価額の75%相当額）の15%（建物等は8%）の特別償却を認める。</p>
22	特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却	<p>特定事業集積促進地域内において、特定事業用資産の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の一定割合（30%～8%、建物等については、15%～4%）の特別償却を認める。</p>
23	事業革新設備等の特別償却	<p>(1) 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画の認定等を受けた法人が、事業革新設備の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の18%（24%）の特別償却を認める。</p> <p>(2) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の認定を受けた認定事業者が、製造過程管理高度化設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の14%（建物等は7%）の特別償却を認める。</p>
24	特定余暇利用施設の特別償却	<p>総合保養地域整備法の重点整備地区の区域内において、特定余暇利用施設の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の一定割合（13%～5%）の特別償却を認める。</p>

25	特定電気通信設備等の特別償却	<p>(1) 電気通信基盤充実設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%の特別償却を認める。</p> <p>(2) 電気通信利便性充実設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の7%（12%）の特別償却を認める。</p> <p>(3) 広帯域加入者網普及促進設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の18%の特別償却を認める。</p> <p>(4) 電気通信役務安定提供設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の6%（12%）の特別償却を認める。</p> <p>(5) 放送番組制作効率化設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%の特別償却を認める。</p> <p>(6) 中小企業者等が不正アクセス防御設備の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の20%の特別償却を認める。</p>
26	商業施設等の特別償却	<p>商業施設等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の8%（商業基盤施設は12%）の特別償却を認める。</p>
27	特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却	<p>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の特定の拠点地区において、産業業務施設の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の12%（11%～6%）の特別償却を認める。</p>
28	再商品化設備等の特別償却	<p>再商品化設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の25%又は14%の特別償却を認める。</p>
29	特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却	<p>輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の特定集積地区内において、輸入関連事業用資産の取得等をして輸入関連事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の22%（建物等は10%）の特別償却を認める。</p>

30	低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却	低開発地域工業開発地区において、工業用機械装置及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において10%（建物等は5%）の特別償却を認める。
31	農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却	農村地域工業等導入地区において、工業用機械装置及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において10%（建物等は5%）の特別償却を認める。
32	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却	半島振興対策実施地域において、工業用機械装置及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において11%（建物等は6%）の特別償却を認める。
33	過疎地域等における工業用機械等の特別償却	過疎地域等において、工業用及びソフトウェア業用の機械装置並びに工場用、旅館業用及びソフトウェア業用の建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において11%（建物等は7%、水源地域における機械装置12%）の特別償却を認める。
34	離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却	離島振興対策実施地域において、工業用機械装置及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において11%（建物等は7%）の特別償却を認める。
6 (2)	沖縄の自由貿易地域における工業用機械等の特別償却	沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において、工業用機械装置及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において50%（建物等は25%）の特別償却を認める。
7 (2)	沖縄の工業等開発地区における工業用機械等の特別償却	沖縄の工業等開発地区において、工業用機械装置及び工場用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において34%（建物等は20%）の特別償却を認める。
35	沖縄の離島におけるホテル業等用の建物等の特別償却	沖縄振興開発特別措置法の離島の地域において、旅館業用の建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において8%の特別償却を認める。
36	中小企業者等の機械の特別償却	中小企業者等が機械装置の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の11%の特別償却を認める。

37	医療用機器等の特別償却	<p>(1) 医療保健業を営む法人が医療用機器等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の14%（一定の救急医療用機器は20%、看護業務省力化機器は16%）の特別償却を認める。</p> <p>(2) 民間事業者による老後の保健及び福祉の向上のための総合的施設の整備の促進に関する法律の認定事業者が特定の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の8%の特別償却を認める。</p> <p>(3) 医療保健業を営む法人が特定医療用建物の取得等をして事業の用に供した場合には、5年間10%（8%）の割増償却を認める。</p> <p>(4) 医療保険業を営む法人が建替え病院用建物の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において基準取得価額の15%の特別償却を認める。</p>
38	中小漁業構造改善計画に係る漁船の割増償却	<p>漁業再整備特別措置法に基づく認定を受けた中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員で同法の特定業種を主として営む中小漁業者の漁船につき、5年間16%の割増償却を認める。</p>
39	経営基盤強化計画に係る機械等の割増償却	<p>中小企業経営革新支援法に基づく経営基盤強化計画の承認を受けた特定組合等の構成員である法人が有する機械等につき、5年間27%の割増償却を認める。</p>
40	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	<p>(1) 障害者雇用割合が50%（雇用障害者数が20人以上の場合は、25%）以上である法人の機械及び工場用の建物等並びに車両運搬具につき、5年間24%（工場用の建物等は32%）の割増償却を認める。</p> <p>(2) 鉄道事業若しくは運輸事業を営む法人又は一般旅客自動車運送事業を営む法人が障害者対応設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%（20%）の特別償却を認める。</p>
41	農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却	<p>(1) 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画に係る認定を受けた農業生産法人が、認定後5年以内に営農の規模を拡大した場合に、農業用の機械装置、建物等及び生物につき、5年間20%の割増償却を認める。</p> <p>(2) 林業経営資金融通等暫定措置法の林業経営改善計画の認定を受けた一定の林業を営む法人が、認定後5年以内に事業規模の拡大を行った場合に、林業用の機械装置につき、5年間12%の割増償却を認める。</p> <p>(3) 林業労働力確保法の共同改善計画の認定を受けた素材生産業を営む森林組合等が、認定後5年以内に改善措置を実施した場合に、林業用の機械装置につき、5年間14%の割増償却を認める。</p>

42	優良賃貸住宅等の割増償却	<p>(1) 特定の優良賃貸住宅の取得等をして賃貸の用に供した場合には、5年間32%（耐用年数が35年以上のものは44%）の割増償却を認める。</p> <p>(2) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の都心共同住宅供給事業の区域における一定の中高層賃貸住宅の取得等をして賃貸の用に供した場合には、5年間32%（耐用年数が35年以上のものは44%）の割増償却を認める。</p> <p>(3) 高齢者向け優良賃貸住宅の取得等をして賃貸の用に供した場合には、5年間40%（耐用年数が35年以上のものは55%）の割増償却を認める。</p>
43	特定再開発建築物等の割増償却	特定再開発建築物等の取得等をして事業の用に供した場合には、5年間12%（9%）の割増償却を認める。
44	倉庫用建物等の割増償却	特定の臨港地区又は物資流通拠点区域において、一定の倉庫用建物等の取得等をして事業の用に供した場合には、5年間16%の割増償却を認める。
45	鉱業用坑道等の特別償却	採掘場所の深部移行等に対処し生産を維持するための坑道、軌条等の取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の全額を損金に算入することを認める。
46	植林費の損金算入の特例	森林法の施業計画に基づき造林をするための植林費を支出した場合には、支出時に支出額の35%を損金に算入することを認める。
47	鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却	鉱工業技術研究組合等に対し試験研究用資産の取得のための費用又は負担金を支出した場合には、支出時以後に支出額を損金に算入することを認める。
48	特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	各種の特別償却制度の適用を受けた場合に、特別償却不足額があるときは、その償却不足額につき1年間の繰越しを認める。
49	準備金方式による特別償却	特別償却による償却の方法に代えて、準備金方式による償却を認める。

50	海外投資等損失準備金	<p>(1) 資源開発事業法人等の株式等又は当該法人に対する一定の債権を取得した場合において、その株式等又は債権の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、その取得価額に30%（資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の場合には100%）を乗じて計算した金額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p> <p>(2) 主として金融保険業を営む法人が、特定海外債権の貸倒れによる損失に備えるため、特定海外債権の増加額と特定債務返済繰延契約対象債権の期末残高の合計額の1%に相当する金額以下の金額を海外投資等損失準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p>
51	自由貿易地域投資損失準備金	<p>認定法人の設立又は増資等の際の株式等を取得した場合において、その株式等の価格の低落に備えるため、取得価額の40%相当額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p>
52	創業中小企業投資損失準備金	<p>投資育成会社が、特定会社の設立の日以後5年以内に当該特定会社の株式を取得した場合において、その株式の価格の低落に備えるため、取得価額の14%相当額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p>
53	金属鉱業等鉱害防止準備金	<p>採掘権者又は租鉱権者が、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、金属鉱山の使用終了後の鉱害防止事業の費用に充てるため、金属鉱業事業団に鉱害防止積立金として積み立てた金額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p>

54	特定災害防止準備金	<p>(1) 採石業者が、岩石採取場の岩石の採取の終了後における災害の防止に要する費用に充てるため、一定限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p> <p>(2) 廃棄物処分業者が、廃棄物最終処分場の廃棄物の最終処分の終了後における廃棄物による災害の防止に要する費用に充てるため、一定限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p> <p>(3) 露天掘による石炭等の採掘業者が、露天石炭等採掘場の石炭の採掘の終了後における災害の防止に要する費用に充てるため、一定限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p> <p>(4) 廃棄物処分業者が、特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用に充てるため、環境事業団に維持管理積立金として積み立てた金額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p>
55	特定都市鉄道整備準備金	<p>特定都市鉄道整備促進特別措置法の認定事業者が、大都市及びその周辺地域における複々線化工事又は大規模な改良工事の費用に充てるため、一定限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p>
56	ガス熱量変更準備金	<p>ガス事業法に規定する一定の一般ガス事業者が、適用年度において、一定の熱量の変更に要する費用に充てるため、一定限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p>
57	電子計算機買戻損失準備金	<p>電子計算機の製造業者又は販売業者が、電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるため、特別買戻損失の発生見込額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p>

58	プログラム等準備金	<p>(1) ソフトウェア業を営むものが、汎用プログラム等の開発に要する費用に充てるため、自ら開発した汎用プログラム等の譲渡又は提供に係る収入金額のうち一定割合以下の金額を準備金として積み立てたとき（積立限度額：年6億5千万円）は、その積立額の損金算入を認める。</p> <p>(2) データベース業を営むものが、データベースの構成に要する費用に充てるため、自ら構成した一定のデータベースの譲渡、提供又は利用の許諾に係る収入金額の8%相当額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p> <p>(3) システムサービス業を営む法人で特定のものが、統合情報処理システムサービスに係る情報処理システムの補修に要する費用に充てるため、統合情報処理システムサービスに係る収入金額の10%相当額以下の金額を準備金として積み立てたとき（積立限度額：年10億円）は、その積立額の損金算入を認める。</p>
59	使用済核燃料再処理準備金	<p>電気事業者が、原子力発電用原子炉に燃料として使用した核燃料物質の再処理に要する費用に充てるため、一定の限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p>
60	原子力発電施設解体準備金	<p>電気事業者が、特定原子力発電施設の解体費用に充てるため、一定限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p>
61	保険会社等の異常危険準備金	<p>損害保険会社等が、異常災害損失の補てんに充てるため、正味収入保険料を基礎として計算した一定限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p>
62	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	<p>損害保険会社が、原子力災害損失又は地震災害損失の補てんに充てるため、原子力保険に係る正味収入保険料の50%相当額又は地震保険に係る責任準備金積立額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p>
63	関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金	<p>関西国際空港株式会社又は中部国際空港の設置及び管理を行う指定会社が、適用事業年度において、関西国際空港又は中部国際空港の整備に要する費用に充てるため、空港用地の取得価額の10%に相当する金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。</p>

64	特別修繕準備金	船舶、溶鉱炉等周期的に大規模な修繕を要し、かつ、その周期が相当の期間にわたると認められる特定の固定資産について行う特別の修繕に要する費用に充てるため、一定限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。
65	中小企業等の貸倒引当金の特例	(1) 中小企業の貸倒引当金については、法人税法の規定にかかわらず、売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の帳簿価額の合計額に一定の割合を乗じて計算した金額とすることができる。 (2) 公益法人等及び協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額は、通常の繰入限度額の116%とする。
66	技術等海外所得の特別控除	技術等海外取引（コンサルティング業務）がある場合には、その収入金額の12%相当額（所得金額の15%相当額を限度）を損金に算入することを認める。
67	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	鉱業を営む法人が、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費に充てるため、鉱物の販売金額の12%相当額（当該鉱物の販売に係る所得の金額の50%相当額を限度）を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。
68	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	探鉱準備金又は海外探鉱準備金を積み立てている法人が、その準備金を取り崩して新鉱床探鉱費若しくは海外新鉱床探鉱費を支出した場合又は探鉱用機械設備若しくは海外探鉱用機械設備の償却をした場合には、その支出額又は償却額と同額を別枠として損金に算入することを認める。
69	特別自由貿易地域等における認定法人の所得の特別控除	沖縄の特別自由貿易地域内において新設された沖縄振興開発特別措置法の認定を受けた法人について、設立後10年間、同地域内において行う製造業等に係る所得の35%相当額の損金算入を認める。
70	農業協同組合等の留保所得の特別控除	農業協同組合等の留保所得については、その利益積立金額が出資総額の4分の1相当額に達するまでは、原則としてその留保所得の32%相当額の損金算入を認める。（事業年度終了の日における出資総額が1億円超の組合については、設立後5年以内の事業年度に限る。）

71	農用地利用集積準備金	特定農業法人が、農用地について特定農用地利用規程の定めるところに従い利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用に充てるため、農業収入の10%相当額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。
72	農用地等を取得した場合の課税の特例	農用地利用集積準備金を積み立てている特定農業法人が、準備金を取り崩して農用地又は農業用機械等を取得した場合に、圧縮記帳を認める。
73	共同で現物出資をした場合の課税の特例	産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を受けた特定事業法人が、他の特定事業法人と共同して新会社を設立する際に現物出資をした場合に生ずる譲渡益について、一定の要件の下に、課税の繰延べを認める。
74	鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例	鉱工業技術研究組合等が、試験研究用資産を取得するための賦課を行い、その賦課金で試験研究用資産を取得したときは、1円までの圧縮記帳を認める。
75	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	長期間にわたって使用又は運用される基金で、信用保証、連鎖倒産防止共済、公害対策、商品の価格安定等のための基金に対する負担金又は掛金について、支出時に損金に算入することを認める。
76	欠損金の繰越期間の特例	<ul style="list-style-type: none"> (1) 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画に基づき認定事業者が設備の廃棄等をしたことにより生ずる除却損に係る欠損金について、欠損金の繰越期間を7年（本則5年）とする。 (2) 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の認定を受けた外資系企業の設定等の日から5年以内の各事業年度において生じた欠損金について、欠損金の繰越期間を7年（本則5年）とする。 (3) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法等の計画の認定を受けた中小企業者で、その計画の認定の日を含む事業年度から法人の設立の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの計画を実施している各事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰越期間を7年（本則5年）とする。
77	転廃業助成金等に係る課税の特例	転廃業助成金等のうち減価補てん金の交付を受けた場合にはその金額の範囲内で減価償却資産の圧縮記帳を認め、転廃業助成金の交付を受けた場合には、これによって取得又は改良した固定資産について圧縮記帳を認める。

78	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例	農業協同組合等の合併のうち共同事業合併に該当するものについては、法人税法の適格合併の該当要件である共同事業要件を満たすこととする。
79	中小企業者等に対する同族会社の留保金課税の特例	新事業創出促進法の中小企業者に該当する同族会社の設立後10年以内の事業年度及び同法の認定事業者に該当する同族会社の認定計画に従って新事業分野開拓のための事業を実施している事業年度については、同族会社の留保金課税の規定を適用しない。

(注) 企業関係の租税特別措置のうち減収効果のあるものについて記載。